

公益社団法人日本伝熱学会 産学交流委員会運営規程

令和 8 年 4 月 11 日 制定

(名 称)

第 1 条 本委員会は、産学交流委員会（以下「本委員会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 本委員会は、本会の企業所属会員の増加および会員間の交流の促進を目的とする。

(事 業)

第 3 条 本委員会は前条の目的を達成するために、主として本会の会員を対象とする次の事業の企画および実施にあたる。

- (1) 日本伝熱シンポジウムで開催する公益に資する企業特別セッション
- (2) 日本伝熱シンポジウムで開催する企業所属会員の交流を目的とするセッション
- (3) 企業所属会員の増加および会員間の交流の促進を目的とする講習会、見学会等の開催
- (4) 産学交流委員会の目的に資する、他の学協会等との連携を含むその他の事業

(産学交流委員会の構成)

第 4 条 本委員会の設置、構成および委員に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 本委員会は企画部会のもとに設置する。
- (2) 本委員会は、委員長、2 名以下の幹事および委員をもって構成する。
- (3) 委員長は、企画部会長が推薦し、会長が委嘱する。
- (4) 幹事および委員は、委員長の推薦による。会長は委嘱状を発行する。
- (5) 委員長および幹事の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、原則として 2 期務めるものとする。
- (6) 委員は、企業所属の正会員を中心に、若干名の官学所属の正会員およびその他の会員（賛助会員等）をもって構成する。委員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(経 費)

第 5 条 本委員会の経費は本会の負担とし、本会の事業年度の初めに本委員会に交付する。その金額の算出基準は別に定める。

(事業計画および予算)

第 6 条 委員長は、会期の開始時に当該年度の事業計画案および収支予算案を理事会に提出し、承認を得るものとする。

(運 営)

第 7 条 本委員会は、委員長と幹事のほか、企画部会長が運営にあたるものとする。

(会 期)

第 8 条 本委員会の会期は 1 年とし、これを 1 期とする。

(事業報告)

第 9 条 委員長は、当該年度の事業報告を理事会に提出しなければならない。

付 則

1. 本規程の改正は理事会の承認を得て行う。